

議案第52号

芽室消防団条例中一部改正の件

芽室消防団条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室消防団条例の一部を改正する条例

芽室消防団条例（平成28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布を受け、欠格条項の改正を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室消防団条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(欠格条項)            第4条 次のいずれかに該当する者は、団員となることができない。            (1)・(2) ー略ー    <u>(3)</u> ー略ー  <u>附 則</u>  <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(欠格条項)            第4条 次のいずれかに該当する者は、団員となることができない。            (1)・(2) ー略ー  <u>(3) 成年被後見人又は被保佐人</u>  <u>(4)</u> ー略ー</p>